

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書** (経営事項審査業務委託契約)

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>経営事項審査は、建設業法において、公共工事を直接請け負うことを希望する建設業者に義務づけているもので、申請者の経営状況、完成工事高、技術職員数、労働福祉の状況等の内容を確認し、総合評定値（客観点数）として、建設業者の評価を行うものである。</p> <p>この審査結果は、公共工事の発注者が個々の業者の技術力等を全国統一の基準で客観的に判断するものであるため、受託者は許可行政庁である県と同様に公正で、精度の高い業務を行える者でなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>○ 当業務の受託条件は、以下の「1」から「3」の内容すべてを満たす者でなくてはならない。</p> <p>1 経営事項審査の結果は、公共工事の発注者が個々の業者の技術力等を客観的に判断するための指標となるものであることから、社会的に公正であると認められる者であること。</p> <p>2 この審査の根拠法は建設業法であり、また審査内容は経営状況・完成工事高・技術職員数・労働福祉の状況等、多岐にわたりかつ緻密なものであることから、建設業法及び経営事項審査に精通している者であること。</p> <p>3 受審者は、県内に主たる営業所を有する建設業者であり、受審時期は各建設業者の決算時期により異なるため、年間を通じて受審できる体制が必要であることから、まとまった人員を県内各地で確保できる者であること。</p> <p>○ 上記「1」から「3」すべてを満たす者は、以下の理由により、唯一「岐阜県行政書士会」である。</p> <p>なお、行政書士の資格を有する者が、行政書士として活動する場合、行政書士法第16条の5の規定により、その事務所所在地の各都道府県行政書士会の会員となる。</p>

1 行政書士は、同法第1条の2で、常に品位を保持し、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされ、さらに、同法第12条で守秘義務が明記されていること。

2 行政書士は、建設業法第3条に基づく建設業許可申請及び同法27条の23に基づく経営事項審査申請について、行政書士法第1条の3及び同法1条の4に基づき代理又は代行しているため、経営事項審査に関して精通しており、建設業法の専門的な知識を有していると認められること。

3 岐阜県行政書士会は、法律において資格を有すると認められた者(国家資格者)の団体であり、県内全域に899名の会員(令和7年7月1日時点)を有しており、審査を公平かつ適正に行える人員をまとめて確保できるとともに、県内の各審査会場(土木事務所)に配置することができる唯一の団体であること。

※ 行政書士会所属の行政書士は、申請者の立場でも常に経営事項審査に携わっており合理的な運用が可能である。

以上のことから、本業務は「岐阜県行政書士会」でしかできない。